

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2023年度通常枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	まきのはらモデルxインパクト加重会計に基づく新たな経済圏の創出		
	事業名（副）			
	団体名	株式会社Dホールディングス	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業		
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	地域において、地域起業家・スタートアップのイノベーションを誘発し、地域内の全ての男性及び女性による、基礎的サービス、適切な新技術、金融サービスへのアクセスを改善を通じ所得向上を図る。
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	既存地域金融機関の課題・限界を補完し、地域外企業と連携することでイノベーションを誘発し、地域起業家・スタートアップのソーシャルビジネス推進を促進していく。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	地域において、地域起業家・スタートアップのイノベーションを誘発し、生産性向上と住民の福祉を充実させ、持続可能なインフラ開発を図る。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	地域において、地域外企業との連携を通じて地域起業家・スタートアップのイノベーションを誘発するとともに、研究機関との連携を図る。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	地域金融機関、ファンド等資金面、地域企業・自治体との新たなコレクティブインパクトの創出、国内外スタートアップの招致、グローバル企業の生産・研究開発拠点との協業等多様なセクターとの協業・連携を図っていく。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	193/200字
Dホールディングスは、価値ある事業の成長支援のインフラ構築をビジョンとし、創業者の前身企業でのディー・ブレイン証券におけるグリーンシートから後継制度の株式投資型クラウドファンディングへの一連の資本調達インフラ構築に携わり、成長企業20万社に新たな資本調達のプラットフォームを提供してきた実績を基に、全国各地においてスタートアップや自治体における地域イノベーションを創出・推進している。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
グループ会社であるCFスタートアップスは、株式投資型クラウドファンディング（ECF）を扱う専業ライセンスを取得。2017年にECFのサービスサイトを開設、2022年12月現在で募集に成功した会社は19社(23件)、調達総額3億8千万円に達する。また、オープンイノベーションを目的としたCVCサポート事業、スタートアップM&A事業、地域の産業とコラボするスタートアップイベント企画運営事業も進めている。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2024/4/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	静岡県牧之原市及び全国	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む） は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	地域でオープンイノベーションを推進し事業創造をサポートするオーガナイザー（団体や企業等） インパクト加重会計に関心を有する会計士協会・団体等						(人数)	約6000人
最終受益者	オーガナイザーの支援を受けるスタートアップ等、地域住民						(人数)	約500万人
事業概要	地域住民のニーズを拾い上げ地域におけるコーディネート機能を担うオーガナイザーを発掘し、地域の課題に合わせたミッションを定義した上でマッチングを図る。 同オーガナイザーを核として地域住民やスタートアップ等地域のプレイヤー同士が連携するための関係者がリアルに集う地域の核となる「場」を形成し、スタートアップ支援ファンド等地域金融機関との連携により金融アクセスを改善、地域スタートアップ向けの円滑な資金調達拡充を図る。 静岡県牧之原市における、地域資源（産業資源・観光資源）を活用して自らの事業を地域と共に発展させるビジネスプランを国内外のスタートアップから募集し創生の輪を広げる「まきチャレ」の試みを「まきはらモデル」として全国に展開する。 上記ビジネスコンテスト開催を含め国内外のスタートアップ・企業との連携、新技術やシステムの有効活用を図り、地域スタートアップによる地域課題解決のためのイノベーション創出の仕組みを構築する。 地域課題解決のためのイノベーションにより創出される社会的インパクトを測定・貨幣価値への換算を行い、外部に公開・共有する。更には会計士ネットワークを通じて普及することにより、多様なセクター（自治体、地域金融機関、企業等）の間の連携・協働を促進し新たな経済圏を創出する。							
547/800字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	884/1000字
我が国の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2048年に1億人を割り込み、2060年には8,674万人まで減少する見込みであり、高齢人口の占める割合も増加していく。また、2035年から2040年にかけて、1,682の市区町村のうち、1,646で人口が減少すると予測されている。 諸外国と比較しても、日本は首都圏の人口比率が高く、地方から東京圏への人口転入超過も長期的に根強く、その大部分は若者が占めてきた。地域企業が稼いだ所得が、分配段階で大都市圏の本社等に流出、支出段階で地域外サービスの購入等により域外に流出する地域も数多い。 人口減、インフラ老朽化などの社会的資本の減耗、国際競争力の低下といった事象にみるように日本経済は全体的な地盤沈下を起こしている。 地域社会における人口減・地元産業の衰退は、日本全体で生じているが都市部以上に地方で激しく生じている。地域における既存産業の生産性低下や衰退はダイレクトに雇用の喪失や個人の所得低下に繋がっていく。これらは直接的にその地域で生活することを難しくするが、雇用や所得の悪化は税収や財政に悪影響を与え、公共サービスの悪化や老朽化したインフラの放置に繋がる。また、地域を支える事業やサービスの担い手の喪失を招き、総じて地域社会の維持困難に繋がっている。 地域社会における人口減・産業衰退から生じる地域社会の維持困難は、各地域でイノベーションを起こせる人材の不足や持続的に起業人材を創出する仕組みの欠如によるところが大きい。仮に移住等で起業家や人材が流入しても持続的でないために、また人材の絶対数が不足しているために持続的なイノベーションが起きづらい状況にある。 このため、持続的な起業人材の育成の観点から、地域でオープンイノベーションを推進し事業創造をサポートするオーガナイザーが必要であり、私達はここに対応したいと考える。持続的な起業人材の育成は、オーガナイザーの強化だけが手段ではなく幾つかの手段が存在すると思われるが、極めて困難な課題に取り組む為には総合的に取り組む必要があると考える。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
地域においてオーガナイザー的役割を担い地域住民へのサービスを提供してきた市区町村職員は2008年以降総人口の減少以上に数が減少しており、教育、医療、金融等地域の機能を維持するために必要となるサービスを提供していた事業者も、人口減少を上回るスピードで減少している。 また、オーガナイザー等の持続性確保のための金融支援が不可欠であるが、地域金融機関も支店数減少と共に、十分な資金が供給できない状況にある。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	200/200字
地域でのスタートアップイベント企画運営事業を通じて培った地域における多様な接点を有するカタリストとしての機能を担い、事例として、静岡県牧之原市における、地域資源（産業資源・観光資源）を活用して国内外のスタートアップによる創生の輪を広げる「まきチャレ」の試み等地方創生の知見を蓄積してきた。 現在、牧之原市での実績に基づき、高知県室戸市、広島県三原市、宮城県大崎市の関係者との交流・提案等を行っている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
地方創生の担い手として重要なオーガナイザーのための初期の活動資金と併せて育成・創出を図るとともに、地域で悩みを抱える地域金融機関と連携し金融アクセスを改善し、ECF、CVCサポート事業、スタートアップイベント企画運営事業で培った多様なネットワークを基に地域のイノベーションを誘発し、市民・ユーザー含めた多様な当事者の参加を促す「場」の仕掛けとして、地方創生を担うインフラとしての期待・意義が高い。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了後3～5年後に、モデル地域における地方創生を担うオーガナイザーを核とした場が形成され、ソーシャルビジネスによる地域イノベーションを通じた地域の課題解決が図られる。 また、日本の各地域において地方創生を担うオーガナイザーが持続的に育成され、人材・テクノロジー・資金の循環が生じ、ソーシャルビジネスによる地域課題解決エコシステムが構築される。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
地域住民のニーズを拾い上げ地域におけるコーディネート機能を担うオーガナイザーが発掘され、地域の課題に合わせたミッションを定義した上でマッチングが図られる。		・オーガナイザー人材・組織の質、地域におけるプレゼンス ・地域の課題に合わせたミッションの妥当性 ・解決を目指す社会課題との相関関係の強い要因の数 ・発掘した地域起業家・スタートアップの数		・地域住民のニーズを拾い上げ地域におけるコーディネート機能を担うオーガナイザーが機能していない。 ・地域の課題に合わせたミッションが定義されていない。もしくはは具体的施策に繋がっていない。 ・解決を目指す社会課題の存在が十分に認知されていない。 ・地域起業家・スタートアップが地域金融機関の間で認知されおらず孤立している。		2024年度中に以下を達成 ・地域住民のニーズを拾い上げ地域におけるコーディネート機能を担うオーガナイザーが機能し「場」の形成に中心的な役割を果たしている。 ・地域の課題に合わせたミッションが関係者の合意の基で定義され、具体的施策に繋がっている。 ・社会課題との相関関係が強い要因の仮説が検証されている。 ・地域起業家・スタートアップとオーガナイザーとの関係が構築され、地域金融機関の間で認知されている。
オーガナイザーを核として地域住民やスタートアップ等地域のプレイヤー同士が連携するための関係者がリアルに集う地域の核となる「場」が形成される。 スタートアップ支援ファンド等地域金融機関との連携により金融アクセスが改善され、地域スタートアップ向けの円滑な資金調達の拡充が図られる。		・地域住民や地域のプレイヤー同士が連携するための関係者がリアルに集う地域の核となる「場」への参加者の数 ・上記場の活動頻度、会合の数、イベントの数 ・上記場に参加する地域金融機関の数、参加度 ・明確化された地域金融機関の課題の数 ・発信された社会的インパクトの数		・地域住民や地域のプレイヤー同士が連携するための関係者がリアルに集う地域の核となる「場」が形成されていない。もしくは、参加者が限定されている。 ・上記場の活動が少ない。もしくは地域内で認知されていない。 ・上記場に地域金融機関が主体的に参加していない。 ・地域金融機関の抱える課題が明確化されていない。 ・社会的インパクトが可視化されていない。		2025年度中に以下を達成 ・地域住民や地域のプレイヤー同士が連携するための関係者がリアルに集う地域の核となる「場」が形成され、地域内の参加者が拡大する。 ・上記場の活動が地域内で認知され、活発化する。 ・上記場への地域金融機関の主体的参加が増える。 ・地域金融機関の抱える課題が明確化され、金融アクセス改善のための具体策が提案される。 ・社会的インパクトが可視化され発信される。
国内外のスタートアップ・企業との連携含め新技術やシステムの有効活用が図られるとともに、地域スタートアップによる地域課題解決のためのイノベーション創出の仕組みが構築される。		・スタートアップとの協働事例の数 ・活用された新技術・システムの質 ・地域イノベーション創出に向けた機会（アクセラレーター、ビジネスコンテスト等）の数 ・上記に参加した地域社会起業家・スタートアップの数 ・上記を通じて創出された新規ビジネスの数・質 ・発信された社会的インパクトの数		・新技術・システムが活用されていない。DXではなくIT化に留まっている。 ・地域イノベーション創出に向けた機会（アクセラレーター、ビジネスコンテスト等）がほとんどない。もしくは認知されていない。 ・地域社会起業家・スタートアップの上記参加が進まない。首都圏での機会に関心が向いている。 ・地域内の新規ビジネスの創出が進まない。 ・社会的インパクトが可視化されていない。		2026年度中に以下を達成 ・国内外スタートアップの関心を喚起し協働事例が増える。 ・新技術・システムが活用され、IT化を超えてDXが進む。 ・地域イノベーション創出に向けた機会（アクセラレーター、ビジネスコンテスト等）が認知され、多様化が進む。 ・地域社会起業家・スタートアップの上記参加が増える。 ・地域内の新規ビジネスの創出が増える。 ・社会的インパクトが可視化され発信される。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
地域課題解決のためのイノベーションに対する認知度が高まることにより、行政含めたサポート組織及び既存制度との信頼関係が構築され、新たな事業開発・ビジネスモデルが構築されるとともに、必要なリソースの提供・サポートが行われる状態となる。		・社会課題解決に向けて連携・提携する組織、個人の数 ・インパクト可視化・マネジメント手法活用度合い ・ソーシャルビジネスで活用可能な制度に基づく事業開発の数		・日本の各地域の抱える社会課題及び解決手段としてのソーシャルビジネスが行政含めたサポート組織に十分に認知されていない。 ・創出される社会的インパクトが可視化されておらず、行政含めたサポート組織に十分に認知されていない。 ・新たなコレクティブインパクトの仕組みにアクセスできていない。		2024年度中に以下を達成 ・社会課題及び解決手段としてのソーシャルビジネスが行政含めたサポート組織に十分に認知される。 ・社会的インパクトが可視化され、行政含めたサポート組織に十分に認知される。 ・新たなコレクティブインパクトに基づく事業開発が進みソーシャルビジネスの新たなアプローチが提案される。
地域課題解決のためのイノベーションにより創出される社会的インパクトが測定・貨幣価値への換算がなされ、外部に公開・共有されること、更には会計士ネットワークを通じて普及することにより、多様なセクター（自治体、地域金融機関、企業等）の間の連携・協働が促進され新たな経済圏が創出される。		・インパクト測定・貨幣価値換算手法の質 ・上記情報公開実績の有無 ・上記情報の閲覧者の数 ・上記情報の活用に基づき連携・提携する組織の数		・日本の各地域の抱える社会課題及び解決手段としてのソーシャルビジネスにより創出される社会的インパクトが十分可視化されておらず、根拠に基づき企業価値が測定されていない。 ・上記インパクトが多様なセクター（自治体、地域金融機関、スタートアップ等）において十分公開・共有されていない。		2025年度中に以下を達成 ・社会課題及び解決手段としてのソーシャルビジネスにより創出される社会的インパクトが十分に可視化され、データ及び根拠に基づき企業価値が測定される。 ・上記インパクトが多様なセクター（自治体、地域金融機関、スタートアップ等）において十分公開・共有される。 ・上記多様なセクターとの連携・協働機会が増える。
地域課題解決のためのイノベーションとしてのソーシャルビジネスに関し協働・事業開発・インパクトの可視化を通じた財務面含めた持続性確保方法の仮説が提案される。		・実行団体の活動に対する助成金以外の自社資源の投入見込みの有無 ・事業開発・ネットワーク化の数		・日本の各地域における地域課題解決のためのイノベーションとしてのソーシャルビジネスの活動が点として存在し持続的でない。 ・インパクトの可視化を通じた財務面含めた持続性確保方法が十分に検証されていない。		2026年度中に以下を達成 ・モデル地域を中心に地域課題解決のためのイノベーションとしてのソーシャルビジネスの活動のインパクトの可視化を通じた財務面含めた持続性確保方法が検証され、仮説が提案される。 ・上記仮説に基づき、活動が面として連携し持続的となる。 ・多様な事業開発、新たなコレクティブインパクトに基づきネットワーク化が進みソーシャルビジネスとしての新たなアプローチが提案される。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期	
モデル地域の想定に沿ってオーガナイザーとしての実行団体の公募を行い、実行団体、および各実行団体向けの助成額を決定する。		2024年4月	59/200字
資金計画書に基づく助成金を交付する。オーガナイザーとしての実行団体は、地域の課題に合わせたミッションの定義を進め、同ミッションに基づくニーズの確認、地域住民や地域のプレイヤー同士が連携するための関係者が集う地域の核となる「場」の形成等の活動に要する費用に助成金を充当する。		2024年度	136/200字
マイルストーンの達成状況に基づく助成金を交付する。オーガナイザーとしての実行団体は、地域の核となる「場」の運営、地域社会起業家・スタートアップと地域外企業との間での地域課題解決のためのイノベーション創出の仕組み構築、データ分析通じた計画見直し、およびそのインパクトの測定・マネジメントに要する費用に助成金を充当する。		2025年度	158/200字
マイルストーンの達成状況に基づく助成金を交付する。オーガナイザーとしての実行団体は、地域の核となる「場」の持続的運営、地域における持続的な資金循環の仕組み構築、地域社会起業家・スタートアップと企業、支援者との間での地域課題解決のためのイノベーション創出の仕組み構築、データ分析通じた発信、およびそのインパクトの測定・貨幣価値換算・マネジメントに要する費用に助成金を充当する。		2026年度	186/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	200字	時期	
モデル地域の想定に沿ってオーガナイザーとしての実行団体の公募を行い、実行団体、および各実行団体向けの助成額を決定する。		2024年4月	59/200字
実行団体向けに以下を提供する。 ・地方公共団体との協定等に基づく支援・パートナーシップの確保とともに、オーガナイザーとしての実行団体が取り組む地域の課題に合わせたミッションの定義・マッチング、場の構築にかかる支援 ・地域金融機関の抱える課題の共有 ・インパクト測定・貨幣価値換算・マネジメント手法にかかる知見の共有・実施支援 ・国内外スタートアップとの連携含めた新たなコレクティブインパクトに基づく事業開発支援		2024年度	205/200字
実行団体向けに以下を提供する。 ・オーガナイザーとしての実行団体が取り組む地域のニーズ確認、場の構築・運営にかかる支援 ・地域金融機関の抱える課題に基づく金融アクセス改善に向けた連携 ・インパクト測定・貨幣価値換算・マネジメント手法にかかる知見の共有・実施支援 ・国内外スタートアップとの連携含めた新たなコレクティブインパクトに基づく事業開発・ネットワーク化支援		2025年度	181/200字
実行団体向けに以下を提供する。 ・オーガナイザーとしての実行団体が取り組む地域のニーズ確認、持続的な場の運営にかかる支援 ・地域における持続的な資金循環の仕組み構築に向けた連携 ・インパクト測定・貨幣価値換算・マネジメント手法にかかる知見の共有・実施支援 ・国内外スタートアップ、支援者との連携含めた新たなコレクティブインパクトに基づく事業開発・ネットワーク化支援		2026年度	182/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	本事業を契機として、強い発信力をもつグループのリソース、およびクラウドファンディング・プラットフォーム、CVCサポート事業、スタートアップイベント企画運営を通じて培ったネットワーク・マーケティングの知見及び高い認知度に基づき、日本各地域が抱える社会課題の存在とデータ分析・広報を行う。また、その解決のための取り組みを行っている実行団体の存在やアプローチ等インパクト測定・マネジメントを通じて広報する。	200/200字
連携・対話戦略	静岡県牧之原市を中心に多くの自治体、CVCサポート事業を通じて180社超の上場企業とも連携しており、これらの経験とネットワークは地域イノベーションの創出・事業創造やその支援に有効である。また、全国の会計士ネットワークを通じて、インパクト加重会計を広めインパクトの可視化を前提としたスタートアップ支援や金融機関、その他想いを同じくするインパクト投資関係者との連携を進め、新たな経済圏創出を進める。	197/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	本事業を通じて、各地域におけるオーガナイザー・地域社会起業家、国内外スタートアップ及び公的機関とのネットワークを拡充するとともに、社会的インパクトの可視化・貨幣価値換算によるスタートアップの企業価値評価を確立することにより、地域金融機関も巻き込んだ地域における資金循環及び信用創出モデルとして新たな経済圏を構築する。また、会計士ネットワークを通じてインパクト加重会計に基づくスタートアップの企業価値評価を広めるとともに人材育成を循環させる。今回獲得するデジタルマーケティングに基づく社会課題分析、インパクト測定・マネジメントを他社が適用する支援を行なった知見は、本事業終了後、インパクト投資を軸とする地域スタートアップイベントでの適用も含めて、活用方法を検討していく。	335/400字
実行団体	本事業を通じて、各地域における地域社会起業家・地域金融機関・国内外スタートアップ、及び公的機関とのネットワークを基にした活動が、社会的インパクトの可視化・貨幣価値換算による企業価値評価を通じた新たな信用創出モデルの構築により安定的な資金循環を図る。 インパクトの測定・マネジメントの実施およびデジタルマーケティングに基づく課題分析・発信により事業の財務的持続性確保の目処を獲得する。 その結果、事業終了後も、実行団体は持続的な財務基盤・経営基盤強化が図られる。	230/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	202/800字
当社グループのCFスタートアップスは、2015 年の金商法改正により制度化された株式投資型クラウドファンディング（ECF）の専業ライセンスを取得。2017年にECFのサービスサイトGoAngelを開設。2020年8月からはCAMPFIRE Angels（現：CF Angels）として運営を行ってきた。2022年12月までにECFによる助成事業の実績は19件（23社）。調達総額は3億8千万円に達する。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	631/800字
1. オープンイノベーションを主な目的に、200名を超える上場会社のCVC担当者等が参加する「CVC投資戦略研究会」を運営。世界のCVCの資事例等を収集分析してマンスリーレポート等で提供しているほか、当社が厳選したスタートアップを紹介する「マンスリーピッチ」を開催。スタートアップとCVCのマッチングを支援している。またCVCファンドの組成運営サポート及び地域産業全体のオープンイノベーションを支援するスタートアップイベントの開催など、ネットワークを生かしたスタートアップ支援を拡大している。 2. 自治体により助成を受けて実施してきたマッチング、伴走支援等の実績は、以下のとおり。 ①まきのはらチャレンジビジネスコンテスト「まきチャレ2022」 牧之原市の既存の産業・観光とコラボするビジネスプランを全国及び海外のスタートアップから募るピッチコンテストと入賞スタートアップの地域進出・コラボ支援 ・牧之原市の助成2,000千円 ・協賛地域企業14社 ・応募スタートアップ 91社 ②まきのはらチャレンジビジネスコンテスト「まきチャレ2023」 ・牧之原市の助成4,000千円 ・協賛地域企業23社 ・応募スタートアップ133社 ③まきのはらインキュベーションセンターの運営 会計サービスほか専門家相談等のインキュベーション機能が付随したスタートアップ支援専門シェアオフィス ・牧之原市が利用企業の利用料の一部を助成 ・2023年11月末現在の利用企業数11社	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5～6団体	
(2)実行団体のイメージ	・地域の若手起業家のイノベーションの場を提供する企業や団体等 ・国内外からの移住・ワーケーション促進含む、地域住民のニーズを拾い上げ地域の核となる「場」をコーディネートできる企業や団体等 ・自治体と連携し、デジタル技術や先端技術を導入・有効活用し地域の機能を維持するために必要となるサービス提供を促進する企業等 ・インパクト加重会計に関心を有する会計士協会・団体等	182/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2000～5000万円程度（3年間合計）	20/200字
(4)案件発掘の工夫	ECF事業、CVCサポート事業を通じ、また地方公共団体との多様な接点により、地方創生の担い手としてのオーガナイザー候補のネットワークは十分有していると認識。また、国内外スタートアップ、地域金融機関も含めた支援ネットワークも有している。なお、実行団体公募の際には、当社の発信力を最大限活用する。	146/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	なし	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	申請団体主体で本事業担当のチームを編成し、各実行団体ごとに担当のプログラムオフィサーを配置する体制を敷く。グループ内各社にも呼び掛け地域社会起業家、スタートアップの紹介を依頼する。精算業務については、本事業担当チームリーダーが取りまとめて実施。インパクトの可視化・貨幣価値換算による企業価値評価については、専門会計事務所と連携するとともに全国会計士ネットワークを通じて普及に努める。	191/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	弊社グループのCFスタートアップスは、株式投資型クラウドファンディングを扱う第一種小学電子募集取扱業者として登録され金融庁の監督のもとに事業運営を実施しています。業種横断的にみても最も高いガバナンス体制、コンプライアンス体制を有している	118/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/04/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	まきのはらモデルxインパクト加重会計に基づく新たな経済圏の創出	
	団体名	株式会社Dホールディングス	

	合計		
		助成金	自己資金・民間資金
事業費	206,030,000	199,930,000	6,100,000
実行団体への助成	170,000,000	170,000,000	0
管理的経費	36,030,000	29,930,000	6,100,000
プログラムオフィサー関連経費	24,660,000	24,660,000	－
評価関連経費	18,420,000	18,420,000	－
資金分配団体	9,920,000	9,920,000	－
実行団体用	8,500,000	8,500,000	－
合計	249,110,000	243,010,000	6,100,000

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費（助成金、自己資金・民間資金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金 (A)	3,783,000	68,749,000	68,749,000	58,649,000	199,930,000
実行団体への助成	0	60,000,000	60,000,000	50,000,000	170,000,000
－					
管理的経費	3,783,000	8,749,000	8,749,000	8,649,000	29,930,000
自己資金・民間資金 (B)	0	2,000,000	2,000,000	2,100,000	6,100,000
実行団体への助成	0	0	0	0	0
管理的経費	0	2,000,000	2,000,000	2,100,000	6,100,000
合計 (A+B)	3,783,000	70,749,000	70,749,000	60,749,000	206,030,000
実行団体への助成	0	60,000,000	60,000,000	50,000,000	170,000,000
管理的経費	3,783,000	10,749,000	10,749,000	10,749,000	36,030,000
補助率 (A/(A+B))	100.0%	97.2%	97.2%	96.5%	97.0%

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	3,380,000	7,160,000	7,160,000	6,960,000	24,660,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	0	0	0	0
その他経費	3,380,000	7,160,000	7,160,000	6,960,000	24,660,000

3. 評価関連経費（助成金）

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (D)	560,000	5,920,000	5,920,000	6,020,000	18,420,000
資金分配団体	560,000	3,120,000	3,120,000	3,120,000	9,920,000
実行団体用	0	2,800,000	2,800,000	2,900,000	8,500,000

4. 合計

[円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C+D)	7,723,000	81,829,000	81,829,000	71,629,000	243,010,000
総事業費(A+B+C+D)	7,723,000	83,829,000	83,829,000	73,729,000	249,110,000

金融機関からの融資や財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、上記1から3までの総事業費には含めず、以下に当該資金の金額および使途を記入してください。

[illegible]

役員名簿

必 任

(入力方法)

- 役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
 - 役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - 備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。
 - 氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
 - 氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
 - 生年月日(大正は T、昭和は S、平成は Hで半角とし、数字は2桁半角)
 - 性別(半角で男性は M、女性は F)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
 - 入力確認欄にcheck!が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - 黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。
- (留意事項)
- ※記載例は、消して使用してください。
- ※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。
- ※提出の際は、本エクセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。
- ※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合がございます。
- ※役職名は必ず役職を入れてください。
- ※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	入力確認欄	シメイ	氏名	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
1	OK	デナワヨシト	出縄 良人		株式会社Dホールディングス	代表取締役		
2	check!							
3	check!							
4	check!							
5	check!							
6	check!							
7	check!							
8	check!							
9	check!							
10	check!							
11	check!							
12	check!							
13	check!							
14	check!							
15	check!							
16	check!							
17	check!							
18	check!							
19	check!							
20	check!							
21	check!							
22	check!							
23	check!							
24	check!							
25	check!							
26	check!							
27	check!							
28	check!							
29	check!							

規程類必須項目確認書(株式会社)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	まきのはらモデルxインパクト加重会計に基づく新たな経済圏の創出
団体名:	株式会社Dホールディングス
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第12条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第12条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第12条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第12条、第13条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条、第13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第15条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第18条
●取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		内定後1週間以内に提出		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		内定後1週間以内に提出		
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議 (過半数か3分の2か)		内定後1週間以内に提出		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
●取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
●監査役の監査に関する規程				
監査役 of 職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
●役員の報酬等に関する規程				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(7)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

※※※※※※※※※※※※※※※※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※ 定 款 ※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※※※※※※※※※※※※※※※※

株式会社Dホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社Dホールディングスと称し、英文では、D Holding, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営及び財務に関するコンサルティング
2. 教育研修事業及び教育研修に関する業務の受託
3. WE Bサイトの制作及び運営の受託
4. 有価証券の取得、保有、投資、管理及び売買
5. 投資事業組合財産の運用及び管理
6. 有価証券の募集又は私募の取扱い
7. 前6号に関するフランチャイズシステムの運営
8. 金融業務
9. 企業の調査又は審査に関する業務の受託
10. 企業価値の評価に関する業務の受託
11. 企業のモニタリングに関する業務の受託
12. 経営レポートの作成業務の受託
13. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
14. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県牧之原市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び単元株制度)

第5条 当社は、普通株式と優先株式を発行し、優先株式はA1種優先株式とA2種優先株式（以下「A種優先株式」と総称する。）からなるものとする。

- 2 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は20,000,000株、A1種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000,000株、A2種優先株式の発行可能種類株式総数は4,000,000株とする。

3 当会社の単元株式数は、普通株式、A種優先株式ともに100株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては、代表取締役が承認したものとみなす。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第7条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第8条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主名簿記載事項の記載の請求及び質権の登録)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

2 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(募集株式及び募集新株予約権の割当の決定)

第10条 当会社が募集株式を発行する場合、申込者の中から募集株式の割当てを受ける者及びその者に割り当てる募集株式の数は、当会社の取締役の過半数をもって決定する。

2 前項の規定は、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合において、当該契約の承認に係る決定について準用する。

3 前二項の規定は当会社が募集新株予約権を発行する場合において、募集新株予約権の割当てを受ける者及びその者に割り当てる募集新株予約権の数の決定並びに募集新株予約権の総数の引受けを行う契約の承認に係る決定について準用する。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第11条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社へ売り渡すことを請求することができる。

第2章の2 優先株式

(配当金)

第11条の2 当社は、剰余金の配当をするときは、配当財産の種類にかかわらず、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された、A1種優先株式を有する株主（以下「A1種優先株主」という。）又はA1種優先株式の登録株式質権者（以下「A1種優先登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA2種優先株式を有する株主（以下「A2種優先株主」といい、A1種優先株主と併せて「A種優先株主」という。）又はA2種優先株式の登録株式質権者（以下「A2種優先登録株式質権者」といい、A1種優先登録株式質権者と併せて「A種優先登録株式質権者」という。）及び同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対し、それぞれ1株あたり同額を同順位で配当する。

(残余財産の分配)

第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A1種優先株式1株につきA1種優先株式の1株あたりの払込金額相当額（ただし、第3項の定めに従い調整される。）（以下「A1種優先残余財産分配額」という。）の金銭を、A2種優先株式1株につきA2種優先株式の1株あたりの払込金額相当額（ただし、第3項の定めに基づいて調整される。）（以下「A2種優先残余財産分配額」という。）の金銭をそれぞれ同順位で支払う。分配可能な財産の額がA1種優先株式1株につきA1種優先残余財産分配額に不足し、又はA2種優先株式1株につきA2種優先残余財産分配額に不足する場合、分配可能な財産の全額につき、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者、及びA2種優先株主又はA2種優先登録株式質権者は、第1文に従いその全額の分配が行われたものと仮定した場合に分配を受けることができたであろう額に応じて、残余財産を按分して受領する。

2 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、当社は、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同順位にて分配を行う。この場合、当社は、A1種優先株主又はA1種優先登録株式質権者に対し、前項の分配額に加え、A1種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第11条の7に定めるA1種優先取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、A2種優先株主又はA2種優先登録株式質権者に対し、前項の分配額に加え、A2種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第11条の7に定めるA2種優先取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

3 A1種優先残余財産分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A1種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A1種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式分割、株式併合又は株式無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式分割、株式併合又は株式無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) A 1 種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A 1 種優先残余財産分配は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行 A 1 種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A 1 種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行 A 1 種優先株式数」は「処分する自己株式（A 1 種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\begin{array}{ccccc} \text{既発行 A 1 種} & & \text{当該調整} & & \text{新発行 A 1 種} & & \text{1 株当たり} \\ \text{優先株式数} & \times & \text{前分配額} & + & \text{優先株式数} & \times & \text{払込金額} \end{array}}{\text{既発行 A 1 種優先株式数} + \text{新発行 A 1 種優先株式数}}$$

- (3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 4 A 2 種優先残余財産分配額は、前項の定めに基づいて調整されるものとし、前項の規定中「A 1 種」とあるのは「A 2 種」と読み替えて適用するものとする。

(議決権)

第11条の4 A 1 種優先株主は、当会社の株主総会及びA 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA 1 種優先株式1単位につき1個の議決権を有する。

- 2 A 2 種優先株主は、当会社の株主総会及びA 2 種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA 2 種優先株式1単位につき1個の議決権を有する。

(種類株主総会)

第11条の5 第12条乃至第14条、第15条第1項、第16条乃至第18条の規定は、種類株主総会について準用する。

- 2 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会について準用する。

- 3 当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての種類株式について、当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、種類株主を構成員とする株主総会の決議を要しない。

- 4 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第239条第4項及び第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。

(金銭と引換えにする取得請求権)

第11条の6 A 種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、その保有するA 種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭

を交付することを当会社に請求することができる。

2 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

3 本条によるA種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭（以下「取得金額」という。）は、以下に定めるところによる。

- (1) 第1項の移転に際して吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は事業の譲渡の対価として当会社が受け取る金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、A1種優先残余財産分配額に取得請求期間の満了時のA1種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「A1種優先償還総額」という。）及びA2種優先残余財産分配額に取得請求期間の満了時のA2種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「A2種優先償還総額」といい、A1種優先償還総額及びA2種優先償還総額と併せて「A種優先償還総額」という。）の合計額以下である場合
以下の算式により算出される額（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

A1種優先株式

$$\frac{\text{分割等対価額} \times \text{A1種優先償還総額}}{\text{A種優先償還総額} \times \text{A1種優先株式の発行済株式数}}$$

A2種優先株式

$$\frac{\text{分割等対価額} \times \text{A2種優先償還総額}}{\text{A種優先償還総額} \times \text{A2種優先株式の発行済株式数}}$$

(2) 分割等対価額が、A種優先償還総額を上回る場合

A1種優先株式については、A1種優先残余財産分配額に以下の算式により算出される額にA1種優先取得比率を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）を加えた額、A2種優先株式については、A2種優先残余財産分配額に以下の算式により算出される額にA2種優先取得比率を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた額とする。

$$\frac{\text{分割等対価額} - \text{A種優先償還総額}}{\text{普通株式の発行済株式数} + \text{A1種優先株式の発行済株式数} \times \text{A1種優先取得比率} + \text{A2種優先株式の発行済株式数} \times \text{A2種優先取得比率}}$$

4 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えて取得の請求がなされた場合、当会社がA1種優先株主又はA2種優先株主から取得すべきA1種優先株式又はA2種優先株式の数は、当該各A1種優先株主又はA2種優先株主が取得請求を行ったA1種優先株式又はA2種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決

定される。なお、かかる方法に従い取得されなかったA 1 種優先株式及びA 2 種優先株式については、取得請求されなかったものとみなす。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

第11条の7 A 1 種優先株主は、A 1 種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA 1 種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA 1 種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は下記のとおりとする。

記

A 1 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A 1 種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A 1 種優先取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A 1 種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。A 1 種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初当該A 1 種優先株式の1株あたりの払込金額とする。なお、A 1 種優先株式の基準価額は、A 1 種優先株式につき株式分割、株式併合、株式の無償割当その他これに類する取引が行われた場合には、これに応じて適切に調整される。

$$\text{A 1 種優先取得比率} = \frac{\text{A 1 種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(取得価額等の調整)

第11条の8 前条に定めるA 1 種優先株式の取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A 1 種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前条のA 1 種優先株式の取得価額（以下「A 1 種優先取得価額」という。）は、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のA 1 種優先取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合

（株式無償割当てを除く。）。ただし、A 1 種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA 1 種優先取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA 1 種優先取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。ただし、株式無償割当てを除く。）。

[ただし、当会社の取締役、監査役若しくは従業員、又は、業務受託者、コンサルタント、

アドバイザー若しくは業務提携先等の継続的な契約関係のある第三者に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権（ただし、当該新株予約権の目的である普通株式の合計数は当該新株予約権の発行時点における当社の発行済株式総数の[15]%に相当する数を上限とする。）を発行する場合を除く。]本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA1種優先取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したもののみとし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数と、(ii)発行済の潜在株式等のすべてにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(2) 想定IPO価格の下落に伴う調整

金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第2条第16項に定める金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場すること、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設され国際的に認知されているものに登録することを申請（以下「上場等申請」という。）することにつき本会社の取締役会が決議した場合（かかる取締役会を以下「上場等申請取締役会」という。）、上場等申請取締役会の開催日まで（同日を含む）に当社の取締役会が決定した普通株式1株あたりの公正価額（類似会社の株価と比準して算定された、募集売却価格を決定するためのブックビルディングに利用する想定仮条件を算出するために一般に用いられている計算方法により主幹事証券会社が提示する価額、以下「類似会社比準価額」という。）が、A1種優先株式の1株あたりの払込金額（ただし、A1種優先株式につき株式分割、株式併合、株式の無償割当その他これに類する取引が行われた場合には、これに応じて適切に調整されるも

のとする。)に3を乗じた価額を下回る場合には、A1種優先取得価額は、類似会社比準価額を3で除した額(ただし、1円未満の端数は切り捨てる。)に調整される。

(3) 株式の分割、併合又は無償割当による調整

A1種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、A1種優先取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA1種優先取得価額は、株式分割、株式併合又は無償割当ての効力発生日(割当のための基準日ある場合はその日)の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後A1種優先取得価額} = \frac{\text{当該調整前A1種優先取得価額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}} \times 1$$

(4) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会(その時点で取締役会が設置されていないときは取締役の過半数。以下同じ。ただし、上場等申請取締役会は除く。)の決議に基づき、合理的な範囲においてA1種優先取得価額の調整を行うものとする。

①時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA1種優先取得価額の調整を必要とする場合。

②普通株式の発行済株式総数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA1種優先取得価額の調整を必要とする場合。

③潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA1種優先取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。

2 前項第1号及び第2号の定めによる調整は、A1種優先株式に係る議決権の過半数を保有するA1種優先株主(複数名で過半数の議決権比率となる場合を含む。)が書面により調整しないことに同意した場合には、行わないものとする。

3 前条及び前二項の規定はA2種優先株式に準用されるものとし、前条及び前二項の規定中に「A1種」とあるのは「A2種」と読み替えて適用する。

(普通株式と引換えにする取得)

第11条の9 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社が上場等申請取締役会において上場等申請を行うことが取締役会で可決され、かつ上場等申請にあたり主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第11条の7及び第11条の8の定めを準用する。ただし、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(株式の分割、併合及び株主割当て等)

第11条の10 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。

- 2 当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 1 種優先株主にはA 1 種優先株式又はA 1 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 2 種優先株主にはA 2 種優先株式又はA 2 種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
- 3 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 1 種優先株主にはA 1 種優先株式又はA 1 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 2 種優先株主にはA 2 種優先株式又はA 2 種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

（みなし清算）

第11条の11 当会社について次項に定める買収が行われる場合には、その買収の対価については、買収に応じた株主の間で以下の定めに基づき分配を行うものとする。

- （1）買収の対価が現金の場合、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当会社の株主である前提で当会社を清算したと仮定した場合に、定款の定めに基づき普通株主及びA種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の現金を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。
- （2）買収の対価が現金以外の場合、買収の対価について、当会社の優先株式に係る議決権の過半数を保有するA種優先株主（複数名で過半数の議決権比率となる場合を含む。）が合理的に当該対価の評価額を算定し、買収の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当会社の株主である前提で当会社を清算したと仮定した場合に、定款の定めに基づき普通株主及びA種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に基づいて、各株主が分配を受けられる金額を算出し、その金額と同額の対価を買収の対価の分配として各株主間で分配する。
- 2 本条において「買収」とは、当会社が以下のいずれかに該当することを意味する。
- （1）当会社の発行済株式の議決権の総数の過半数を特定の第三者が自ら、並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- （2）当会社が他の会社と合併することにより消滅する場合であって、合併直前の当会社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- （3）当会社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当会社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- （4）当会社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当会社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の

発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

- (5) 当会社を株式交付完全子会社とする株式交付により、株式交付直前の当会社の総株主が株式交付後の株式交付完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交付後の株式交付完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意により、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理人は1名に限り、かつ総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任方法は、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に辞任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当社は取締役の互選により取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

2 取締役が1名のときは、当該取締役を社長とする。

3 社長は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第23条 前条のほか、取締役の互選により、取締役の中から、取締役会長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当は、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立時取締役)

第27条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 出縄 良人

(設立時代表取締役)

第28条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

静岡県牧之原市布引原221番地2

設立時代表取締役 出縄 良人

(設立に際して出資される財産の価額等)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金800万円とする。

- 2 当会社の設立に際して発行する株式の数は、普通株式8,000株、それと引換えに払い込む金銭の額は1株につき金1,000円とする。

(成立後の資本金の額)

第30条 当会社の成立後の資本金の額は、金800万円とする。

(発起人の氏名ほか)

第31条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

 発起人 出縄 良人 普通株式 8,000株 金800万円

(最初の事業年度)

第32条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和5年2月28日までとする。

(最初の本店)

第33条 当会社の最初の本店は、次の場所とする。

最初の本店 静岡県牧之原市布引原221番地1

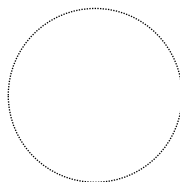
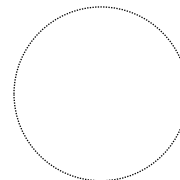
(定款に定めのない事項)

第34条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

令和5年9月5日

以上は当会社の定款に相違ありません。

静岡県牧之原市布引原221番地1
株式会社 Dホールディングス
代表取締役 出 縄 良 人



履歴事項全部証明書

静岡県牧之原市布引原221番地1
株式会社Dホールディングス

会社法人等番号	0800-01-024794		
商号	株式会社Dホールディングス		
本店	静岡県牧之原市布引原221番地1		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	令和4年3月1日		
目的	1. 経営及び財務に関するコンサルティング 2. 教育研修事業及び教育研修に関する業務の受託 3. WEBサイトの制作及び運営の受託 4. 有価証券の取得、保有、投資、管理及び売買 5. 投資事業組合財産の運用及び管理 6. 有価証券の募集又は私募の取扱い 7. 前6号に関するフランチャイズシステムの運営 8. 金融業務 9. 企業の調査又は審査に関する業務の受託 10. 企業価値の評価に関する業務の受託 11. 企業のモニタリングに関する業務の受託 12. 経営レポートの作成業務の受託 13. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 14. 前各号に附帯関連する一切の業務		
単元株式数	普通株式 100株	令和 5年 5月 2日設定	
	A1種優先株式 100株 A2種優先株式 100株	令和 5年 6月 9日登記	
発行可能株式総数	100万株		
	2500万株		令和 5年 5月 2日変更
			令和 5年 6月 9日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 8000株		
	発行済株式の総数 320万株		令和 5年 5月 2日変更
	各種の株式の数 普通株式 320万株	令和 5年 6月 9日登記	

	発行済株式の総数 3 2 9 万株 各種の株式の数 普通株式 3 2 0 万株 A 1 種優先株式 9 万株	令和 5 年 5 月 1 5 日変更
		令和 5 年 6 月 9 日登記
	発行済株式の総数 3 3 4 万株 各種の株式の数 普通株式 3 2 0 万株 A 1 種優先株式 1 4 万株	令和 5 年 6 月 3 0 日変更
		令和 5 年 9 月 1 1 日登記
資本金の額	金 8 0 0 万円	
	金 1 7 0 0 万円	令和 5 年 5 月 1 5 日変更
		令和 5 年 6 月 9 日登記
	金 2 2 0 0 万円	令和 5 年 6 月 3 0 日変更
		令和 5 年 9 月 1 1 日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 2 0 0 0 万株 A 1 種優先株式 1 0 0 万株 A 2 種優先株式 4 0 0 万株 当社は、普通株式と優先株式を発行し、優先株式は A 1 種優先株式と A 2 種優先株式（以下「A 種優先株式」と総称する。）からなるものとする。 「配当金」 当社は、剰余金の配当をするときは、配当財産の種類にかかわらず、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された、A 1 種優先株式を有する株主（以下「A 1 種優先株主」という。）又は A 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 1 種優先登録株式質権者」という。）、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 2 種優先株式を有する株主（以下「A 2 種優先株主」といい、A 1 種優先株主と併せて「A 種優先株主」という。）又は A 2 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 2 種優先登録株式質権者」といい、A 1 種優先登録株式質権者と併せて「A 種優先登録株式質権者」という。）及び同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対し、それぞれ 1 株あたり同額を同順位で配当する。 「残余財産の分配」 1 当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 1 種優先株式 1 株につき A 1 種優先株式の 1 株あたりの払込金額相当額（ただし、第 3 項の定めに従い調整される。）（以下「A 1 種優先残余財産分配額」という。）の金銭を、A 2 種優先株式 1 株につき A 2 種優先株式の 1 株あたりの払込金額相当額（ただし、第 3 項の定めに準じて調整される。）（以下「A 2 種優先残余財産分配額」という。）の金銭をそれぞれ同順位で支払う。分配可能な財産の額が A 1 種優先株式 1 株につき A 1 種優先残余財産分配額に不足し、又は A 2 種優先株式 1 株につき A 2 種優先残余財産分配額に不足する場合、分配可能な財産の全額につき、A 1 種優先株主又は A 1 種優先登録株式質権者、及び A 2	

種優先株主又はA 2 種優先登録株式質権者は、第 1 文に従いその全額の分配が行われたものと仮定した場合に分配を受けることができたであろう額に応じて、残余財産を按分して受領する。

2 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者及びA 種優先株主又はA 種優先登録株式質権者に対し、同順位にて分配を行う。この場合、当会社は、A 1 種優先株主又はA 1 種優先登録株式質権者に対し、前項の分配額に加え、A 1 種優先株式 1 株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式 1 株につき分配する残余財産に「普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA 1 種優先取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、A 2 種優先株主又はA 2 種優先登録株式質権者に対し、前項の分配額に加え、A 2 種優先株式 1 株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式 1 株につき分配する残余財産に「普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA 2 種優先取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

3 A 1 種優先残余財産分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A 1 種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A 1 種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式分割、株式併合又は株式無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式分割、株式併合又は株式無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A 1 種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A 1 種優先残余財産分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A 1 種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A 1 種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A 1 種優先株式数」は「処分する自己株式（A 1 種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A 1 種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A 1 種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A 1 種優先株式数} + \text{新発行A 1 種優先株式数}}$$

(3) 第 1 号及び第 2 号における調整額の算定上発生した 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 A 2 種優先残余財産分配額は、前項の定めに準じて調整されるものとし、前項の規定中「A 1 種」とあるのは「A 2 種」と読み替えて適用するものとする。

「議決権」

1 A 1 種優先株主は、当会社の株主総会及びA 1 種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA 1 種優先株式 1 単位につき 1 個の議決権を有する。

2 A 2 種優先株主は、当会社の株主総会及びA 2 種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA 2 種優先株式 1 単位につき 1 個の議決権を有する。

「種類株主総会」

当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての種類株式について、当会社が会社法第 3 2 2 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においても、種類株主を構成員とする株主総会の決議を要しない。

「金銭と引換えにする取得請求権」

1 A 種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発

生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間（以下、本項目において「取得請求期間」という。）に限り、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本項目の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

2 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

3 本項目によるA種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭（以下「取得金額」という。）は、以下に定めるところによる。

（1）第1項の移転に際して吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が当会社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は事業の譲渡の対価として当会社が受け取る金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、A1種優先残余財産分配額に取得請求期間の満了時のA1種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「A1種優先償還総額」という。）及びA2種優先残余財産分配額に取得請求期間の満了時のA2種優先株式の発行済株式数を乗じた金額（以下「A2種優先償還総額」といい、A1種優先償還総額及びA2種優先償還総額と併せて「A種優先償還総額」という。）の合計額以下である場合

以下の算式により算出される額（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

A1種優先株式

分割等対価額×A1種優先償還総額

A種優先償還総額×A1種優先株式の発行済株式数

A2種優先株式

分割等対価額×A2種優先償還総額

A種優先償還総額×A2種優先株式の発行済株式数

（2）分割等対価額が、A種優先償還総額を上回る場合

A1種優先株式については、A1種優先残余財産分配額に以下の算式により算出される額にA1種優先取得比率を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）を加えた額、A2種優先株式については、A2種優先残余財産分配額に以下の算式により算出される額にA2種優先取得比率を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた額とする。

分割等対価額－A種優先償還総額

普通株式の発行済株式数

＋A1種優先株式の発行済株式数×A1種優先取得比率

＋A2種優先株式の発行済株式数×A2種優先取得比率

4 本項目による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えて取得の請求がなされた場合、当会社がA1種優先株主又はA2種優先株主から取得すべきA1種優先株式又はA2種優先株式の数は、当該各A1種優先株主又はA2種優先株主が取得請求を行ったA1種優先株式又はA2種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定される。なお、かかる方法に従い取得されなかったA1種優先株式及びA2種優先株式については、取得請求されなかったものとみなす。

「普通株式と引換えにする取得請求権」

A1種優先株主は、A1種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA1種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA1種優先株式を取得するのと引

換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は下記のとおりとする。

記

A1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A1種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A1種優先取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A1種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。A1種優先株式の基準価額及び取得価額は、当初当該A1種優先株式の1株あたりの払込金額とする。なお、A1種優先株式の基準価額は、A1種優先株式につき株式分割、株式併合、株式の無償割当その他これに類する取引が行われた場合には、これに応じて適切に調整される。

A1種優先株式の基準価額

A1種優先取得比率 = $\frac{\text{取得価額}}{\text{基準価額}}$

「取得価額等の調整」

前項目に定めるA1種優先株式の取得価額は、以下の定めにより調整される。

（1）株式等の発行又は処分に伴う調整

A1種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前項目のA1種優先株式の取得価額（以下「A1種優先取得価額」という。）は、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のA1種優先取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを除く。）。ただし、A1種優先株式の取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA1種優先取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のA1種優先取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。ただし、株式無償割当てを除く。）。[ただし、当会社の取締役、監査役若しくは従業員、又は、業務受託者、コンサルタント、アドバイザー若しくは業務提携先等の継続的な契約関係のある第三者に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権（ただし、当該新株予約権の目的である普通株式の合計数は当該新株予約権の発行時点における当会社の発行済株式総数の「15」%に相当する数を上限とする。）を発行する場合を除く。]本②にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA1種優先取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

	既発行 株式数 × 当該調整前 取得価額 + 新発行 株式数 × 1株当たり 払込金額
調整後 取得価額	= 既発行株式数+新発行株式数
なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、（i）当会社の発行済普通株式数と、（ii）発行済の潜在株式等のすべてにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。 当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。 （2）想定IPO価格の下落に伴う調整 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第2条第16項に定める金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在し国際的に認知されているものの上場すること、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設され国際的に認知されているものに登録することを申請（以下「上場等申請」という。）することにつき本会社の取締役会が決議した場合（かかる取締役会を以下「上場等申請取締役会」という。）、上場等申請取締役会の開催日まで（同日を含む）に当会社の取締役会が決定した普通株式1株あたりの公正価額（類似会社の株価と比準して算定された、募集売却価格を決定するためのブックビルディングに利用する想定仮条件を算出するために一般に用いられている計算方法により主幹事証券会社が提示する価額、以下「類似会社比準価額」という。）が、A1種優先株式の1株あたりの払込金額（ただし、A1種優先株式につき株式分割、株式併合、株式の無償割当その他これに類する取引が行われた場合には、これに応じて適切に調整されるものとする。）に3を乗じた価額を下回る場合には、A1種優先取得価額は、類似会社比準価額を3で除した額（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）に調整される。 （3）株式の分割、併合又は無償割当による調整 A1種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、A1種優先取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA1種優先取得価額は、株式分割、株式併合又は無償割当ての効力発生日（割当のための基準日ある場合はその日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 1 調整後A1種 優先取得価額 = 当該調整前A1 種優先取得価額 × 分割・併合・無償割当ての比率 （4）その他の調整 上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会（その時点で取締役会が設置されていないときは取締役の過半数。以下同じ。ただし、上場等申請取締役会は除く。）の決議に基づき、合理的な範囲においてA1種優先取得価額の調整を行うものとする。 ①時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社	

	分割、株式移転又は株式交換のためにA1種優先取得価額の調整を必要とする場合。 ②普通株式の発行済株式総数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA1種優先取得価額の調整を必要とする場合。 ③潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。 ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA1種優先取得価額の調整が必要であると取締役会が判断する場合。 2 前項第1号及び第2号の定めによる調整は、A1種優先株式に係る議決権の過半数を保有するA1種優先株主（複数名で過半数の議決権比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には、行わないものとする。 3 前項目及び前二項の規定はA2種優先株式に準用されるものとし、前項目及び前二項の規定中に「A1種」とあるのは「A2種」と読み替えて適用する。 「普通株式と引換えにする取得」 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社が上場等申請取締役会において上場等申請を行うことが取締役会で可決され、かつ上場等申請にあたり主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「普通株式と引換えにする取得請求権」及び「取得価額等の調整」の定めを準用する。ただし、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。 令和 5年 5月 2日変更 令和 5年 6月 9日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には、代表取締役が承認したものとする。
役員に関する事項	取締役 出 縄 良 人
	代表取締役 出 縄 良 人
新株予約権	第1回J-KISS型新株予約権 新株予約権の数 960個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 1. 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式とする。 2. 新株予約権の目的となる株式の数 本新株予約権の行使により当会社が普通株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する普通株式を処分する数は、行使請求にかかる本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 3. 転換価額 (1)「転換価額」とは、以下のaまたはbのうちいずれか低い額（小数点

以下切上げ)をいう。

- a. 割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う(一連の)株式の発行(当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が30,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。)における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額
- b. 250,000,000円(以下「評価額上限」という。)を次回株式資金調達の払込期日(払込期間が設定された場合には、払込期間の初日)の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、当会社の発行済普通株式の総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等(但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。)についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、当会社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利をいう。

- (2) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日(以下「転換期限」という。)以降における転換価額は、評価額上限を行使請求日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。

- (3) 支配権移転取引等を当会社が承認した場合において、転換価額の算定に前号を適用するにあたっては、前号の定めのうち「行使請求日」を「支配権移転取引等の承認にかかる株主総会決議日」と読み替えて適用する。また、当会社の普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合において転換価額の算定に前号を適用するにあたっては、前号の定めのうち「行使請求日」は「上場承認日」と読み替えて適用する。但し、転換期限以前かつ次回株式資金調達前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合は、転換価額は評価額上限を支配権移転取引等の承認にかかる株主総会決議日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下は切上げ)とする。

なお、「支配権移転取引等」とは、(a)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(b)合併、株式交換又は株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(c)吸収分割又は新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(d)当社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、又は(e)当社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋

な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

4. 転換価額の調整

- (1) 株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額＝調整前転換価額÷分割の比率又は併合の比率

なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

- (2) 当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）で除した比率」と読み替えて適用する。

- (3) 調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個あたり5万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、2022年5月19日から2027年5月18日（以下「行使最終期限」という。）まで行使をすることができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
(2) 本新株予約権は、行使最終期限の1ヶ月前の応当日の翌日以降、これを行行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

1. 金銭を対価とする本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 子会社異動期日までに、当会社の子会社である株式会社CAMPFIRE Startupsの発行済株式数の過半数を当会社以外の第三者が保有することとなった場合、当該株式保有比率の変動日から1ヶ月以内の日で、当会社の代表取締役が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得する。子会社異動期日は2022年12月31日とする。ただし、子会社異動期日は、本新株予約権の保有者の過半数の同意により変更することができるものとする。

- (2) 当会社が上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」3(3)なお書きに示す支配権移転取引等（同号(e)の当社の解散又は清算を除く）を行うことを決定した場合、当該取引の実行日（以下「実行日」という。）までの日であって当社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得する。

(3) 第1号の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額に1.1を乗じた金額を交付するものとし、前号の取得の対価として、当社は、以下のa又はbに示される額のうちいずれか高い額に相当する金銭を交付する。

a. 取得される本新株予約権の払込価額を上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」3(3)に定める転換価額で除して得られる数に、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（当該取引において当社の株主持分の評価が行われない場合は、当該支配権移転取引等を行うことを決定した日の直近の決算日を基準日として第三者の専門家が算定した当社の株主持分の公正価値評価額）を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額。

b. 取得される本新株予約権の払込価額

(4) 当社は、第1号に基づき本新株予約権を取得する日（当該日を定めなかった場合には支配権移転取引等の実行日）の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、支配権移転取引等を行う旨及びその条件を書面で通知するものとする。

(5) 当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力（日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。）又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者（いわゆる反市場的勢力）に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。

2. 当社普通株式を対価とする本新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。

(2) 当社は、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」3(3)の支配権移転取引等のうち(e)当社の解散又は清算を決定した場合、当該決定の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。

(3) 当社は、行使最終期限において残存する本新株予約権がある場合は、そのすべてを取得し、当社の普通株式を交付する。転換価額の算定に上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」3(2)を適用するにあたっては、同定めのうち「行使請求日」を「最終行使期限」と読み替えて適用する。

(4) 前三号による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 当社は、第1号又は第2号に基づき本新株予約権を取得する場合、取得日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨、条件及び必要な手続を通知するものとする。

		令和 4年 5月18日発行
		令和 4年 5月27日登記
	第1回償還請求権付J-KISS型新株予約権 新株予約権の数 290個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は当社の普通株式とする。本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 (2) 転換価額 ①「転換価額」とは、以下のa又はbのうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。 a. 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が10,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額 b. 275,000,000円（以下「評価額上限」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額 なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数（但し、自己株式を除く。）をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等（但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。）については、その時点ですべて普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。 ②前号にかかわらず、割当日の24ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）までに次回株式資金調達が行われなかった場合における転換価額は、評価額上限を行使請求日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。 (3) 転換価額の調整 ①株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 調整前転換価額 調整後転換価額 = $\frac{\text{調整前転換価額}}{\text{分割の比率又は併合の比率}}$ なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株	

式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

②当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）で除した比率」と読み替えて適用する。

③調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個あたり5万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1個につき1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、割当日の翌日から、割当日から5年を経過した日（以下「行使最終期限」という。）までの期間、行使することができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の一部行使はできない。

②本新株予約権は、行使最終期限の1ヶ月前の応当日の翌日以降、これを行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 金銭を対価とする本新株予約権の取得に関する事項

①当社は、次回株式資金調達が行われた場合は、当該資金調達にかかる払込期日から1ヶ月を経過した日以降の日であって当社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日（以下「取得請求期日」という。）までに本新株予約権者から書面による取得請求があった本新株予約権（取得日までに行使されなかったものに限る）について、そのすべてを取得する。

②当社が支配権移転取引等（本号なお書きの（e）当社の解散又は清算の場合を除く。）を行うことを決定した場合、当該取引の実行日（以下「実行日」という。）までの日であって当社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得する。なお、「支配権移転取引等」とは、（a）当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、（b）合併、株式交換又は株式移転（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、（c）吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、（d）当社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、又は（e）当社の解散をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当

社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

③本項第1号の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額に相当する金銭を交付するものとし、前号の取得の対価として、当社は、以下のa又はbに示される額のうちいずれか高い額に相当する金銭を交付する。

a. 取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数に、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額(当該取引において当社の株主持分の評価が行われない場合は、当該支配権移転取引等を行うことを決定した日の直近の決算日を基準日として第三者の専門家が算定した当社の株主持分の公正価値評価額)を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額

b. 取得される本新株予約権の払込価額

④当社は、第1号又は第2号に基づき本新株予約権を取得する日(当該日を定めなかった場合は第1号においては取得請求期日から1ヶ月を経過した日、第2号においては支配権移転取引等の実行日)の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、第1号においては取得請求があった旨及び取得対象となる新株予約権を、第2号においては支配権移転取引等を行う旨及びその条件を、書面で通知するものとする。

⑤当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力(日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。)又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者(いわゆる反市場的勢力)に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。

(2) 当社普通株式を対価とする本新株予約権の取得に関する事項

①当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。

②当社は、支配権移転取引等のうち前項第2号のなお書き(e)当社の解散を株主総会で決議した場合、解散の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。この場合において、転換価額の算定に「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第2項第2号を適用するにあたっては、同項同号の定めのうち「行使請求日」を「当社解散の株主総会決議日」と読み替えて適用する。但し、転換期限以前かつ次回株式資金調達前に当社の解散を株主総会で決議した場合の転換価額は評価額上限を当社解散の株主総会決議日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下は切上げ)とする。

	③当社は、行使最終期限の前日において残存する本新株予約権がある場合は、行使最終期限を取得日として、そのすべてを取得し、当社の普通株式を交付する。転換価額の算定に「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第2項第2号を適用するにあたっては、同項同号の定めのうち「行使請求日」を「行使最終期限の前日」と読み替えて適用する。 ④前三号による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。	令和 4 年 1 2 月 3 0 日発行
		令和 5 年 6 月 9 日登記
登記記録に関する事項	設立	令和 4 年 3 月 1 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(静岡県方法務局管轄)

令和 5 年 9 月 1 9 日

静岡県方法務局藤枝支局
登記官

堀 里 美



(添付書類)

第8期 事業報告

〔 令和4年 1月 1日から
令和4年 12月 31日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、コロナ感染の再拡大やロシアのウクライナ侵攻、原油価格の高騰、ドル高円安等によるマーケットの変調等により厳しい環境が続きました。国内の株式市場は、日経平均株価が年初 29,098 円で始まった後、年間を通して軟調な株価推移となり年末の日経平均株価は 26,094 円となりました。また、2022 年の年間の国内の金融商品取引所における IPO 実績は 91 社 (TOKYO PRO Market を除く) となり、前年の年間 125 社から大幅な減少となりました。一方、2022 年における国内スタートアップの資金調達額は総額 8,774 億円と過去最高であった 2021 年の 7,801 億円を上回ったものの、下半期に限ると前年同期比 12.3%減の 4,614 億円とブレーキがかかってきました (データはいずれも INITIAL 調べ)。

このような環境下、当社は 2022 年 4 月 1 日付にて、親会社であった株式会社 CAMPFIRE (以下「CAMPFIRE 社」といいます。) からの申し出により CAMPFIRE 社との資本関係を解消。当社創業者で代表取締役の出縄良人が新たに設立した株式会社 Dホールディングス (以下「DH 社」といいます。) を受け皿として、CAMPFIRE 社が保有する当社株式の全てを譲り受けました。当社はこれを好機と捉え、これまで CAMPFIRE グループの 1 社として、株式投資型クラウドファンディング (以下「ECF」といいます。) に傾注してきた事業戦略を見直し、創業当初の目的に立ち返り、資本調達を中心とするスタートアップの成長支援の一つに ECF を位置づけることといたしました。昨年まではほぼ休止していた CVC (コーポレートベンチャーキャピタル) サポート事業を再開するとともに、「CVC 投資戦略研究会」を発足。2022 年 12 月末現在で上場会社 114 社を含む 290 社にご参加いただいています。当研究会に参加する上場会社とスタートアップとのマッチングを開始したほか、当社オリジナルの有償新株予約権を活用した資本調達コンサルティングの実績を伸ばすなど、事業転換を図りました。また当期は静岡県牧之原市の主催する地域オープンイノベーション型イベント「まきチャレ」の企画運営を受託。海外 10 社を含む 91 社の応募を集め、ファイナリスト 10 社のうち 7 社が地域への進出を準備するなど、その実績は高く評価されました。地域産業と全国・全世界のスタートアップとのコラボレーションによる新たな地域スタートアップ支援の形として、今後につながる成果が得られました。また、早期の黒字化を図るべく、組織の大胆なスリム化を実施するとともに、ECF の投資家拡大に要していた広告宣伝費の圧縮を進める等、従来の事業計画の大幅な見直しを行いました。

以上の結果、当期の営業収益は 41,006 千円 (前期比 5.3%増) となりました。また人件費及び広告宣伝費等の見直しにより、販売費及び一般管理費は 131,308 千円 (前期は 183,647 千円) となり、これに CAMPFIRE 社との資本関係の解消に伴う新株予約権消却益 100 百万円を営業外収益に加えた経常利益は 9,669 千円 (前期は 146,238 千円の損失) となりました。また、CAMPFIRE 社から当社への貸付金 50 百万円について債務免除益が生じたことから、当期純利益は 59,758 千円 (前期は 147,596 千円の損失) となりました。

なお、当期においては、2022 年 5 月に親会社である DH 社向けに 50,000 千円の有償新株予約権を発行。さらに 2022 年 11 月にも第三者割当により DH 社を含む 29 名を割当先として 28,500 千円の有償新株予約権を発行したことから、当期末の純資産合計は、85,217 千円（前期末は 46,959 千円）となりました。

（２）設備投資の状況

当期においては、株式投資型クラウドファンディングのサービスサイトである CF Angels として、ソフトウェア資産を 23,078 千円計上しております。

（３）資金調達の状況

当期においては、令和 4 年 5 月 31 日に親会社の株式会社 D ホールディングスを割当先として第 2 回 J-KISS 型新株予約権 500 個（発行総額 50 百万円）を発行。また、令和 4 年 11 月 22 日に第 1 回償還請求権付 J-KISS 型新株予約権 285 個（発行総額 28.5 百万円）を発行し、総額 78,500 千円の資金調達を実施いたしました。

なお、新株予約権に関する詳細は、後記 2. 株式等に関する事項の（２）新株予約権等に関する事項をご参照ください。

（４）会社が対処すべき課題

（a）事業戦略の見直しに伴う組織・人事体制の整備

当期においては、（１）事業の経過及び成果で述べた通り、事業戦略の大幅な見直しを行っています。その結果、スタートアップのエクイティファイナンス支援における ECF 業務のウエイトは減少。「CVC 投資戦略研究会」参加上場会社とスタートアップとのマッチング、J-KISS 型有償新株予約権などの新たなスキームによるスタートアップ向けコンサルティング業務、地域オープンイノベーション型スタートアップイベント、CVC ファンドの組成運営サポート等の業務にかかるウエイトが急速に増加しています。そこで投資銀行本部においては、ECF 業務に対応していた組織を整理・縮小するとともに、スタートアップ及び CVC に対するコンサルティング専門機能を強化しております。

来期においては、第一種金融商品取引業の変更登録申請を前提として管理体制の強化充実を図るとともに、株主コミュニティ制度を活用したファイナンス支援、スタートアップの EXIT 戦略としての M&A 仲介、並びに将来的な新規上場引受業務への進出も視野に上場コンサルティング業務にも参入すべく、IPO 指導業務に経験及びノウハウを有する専門人材の強化を図る所存です。IPO 指導業務の専門人材は、スタートアップの資本戦略に明るく、従来の ECF 業務に加えて有償新株予約権等によるスタートアップ向けコンサルティングや上場会社を主な対象とする CVC ファンドの組成運営サポートにおいてもその専門性を発揮していただけるものと期待しています。

（b）支援先スタートアップの発掘力の強化

当社においては、スタートアップのエクイティファイナンス支援の対象となる成長力の高いスタートアップを幅広く発掘する必要があります。全国の年間の創業件数は 10 万件ほど。そのうち成長志向のスタートアップは 1 万件ほどと考えられます。30 社近くの有望スタートアップ

が毎日、日本のどこかで誕生している計算です。当社としては、これらのスタートアップの情報を網羅的に確保してアプローチを行うことを目標とし、自社主催及び企画運営するスタートアップイベントやセミナーを含めて、全国で開催されているスタートアップイベントに参加するスタートアップ情報を集めているほか、スタートアップのプレスリリース情報を網羅するとともに、人材募集を行うスタートアップ情報等、可能な限りの情報ソースを入手しています。また、当期はスタートアップ発掘につながる当社パートナーの新制度（CFSパートナー制度）を発足いたしました。今後、CFSパートナーの増強を図るとともに、スタートアップの情報を有するVC、CVC、アクセラレーター、金融機関等との業務提携も模索して参ります。

(c) CVCサポート対象先の拡大

当期発足した「CVC投資戦略研究会」。12月末の参加者数は290名（うち上場会社114社）ですが、2023年2月に開催した「IPO価格連動型コンバーティブル・エクイティ活用セミナー」により参加者は375社（うち上場会社131社）となっています。今後もスタートアップ投資に関心のある上場会社の担当者にとって魅力の高いセミナーを企画し、「CVC投資戦略研究会」への参加を募るとともに、当社が主催または企画運営するスタートアップピッチイベントに招待することにより、アプローチ先を拡大して参ります。

(d) 財務体質の改善

2022年12月末時点で、当社の純資産合計は85,217千円、資産合計は89,934千円となっております。当期において当期純利益は黒字となりましたが、来期以降、上記施策によって営業収益の拡大を図り、営業損益ベースでも黒字化を果たし、安定的な財務体質を築く所存です。

なお、来期においては、第一種少額電子募集取扱業者から第一種金融商品取引業者への登録変更申請を計画しています。当局により自己資本規制比率による財務管理が求められることから、さらなる財務体質の強化が必要と認識しています。また、その後の当社が計画している引受認可の取得にあたっては、金融商品取引法において最低資本金は5億円と定められています。そこで、当社では、2024年12月期までに最大10億円の増資を行う計画で、このうち3億円～6億円を当期において実施する計画です。なお、当社では当期における事業戦略の転換を第二の創業と位置づけています。来期においては4月に改めてプレシリーズAの増資を行い、1億円弱を調達。7月頃にシリーズAで2億円～3億円を、12月から2024年夏にかけてシリーズBとして5億円～7億円の調達を計画しております。割当先については、これまで当社と何らかの関わりを持っていた方で当社への資本参加をご希望される方を優先し、プレシリーズAの割当を行います。プレシリーズAについては、2023年2月のセミナーで解説したIPO価格連動型コンバーティブル優先株式の発行を計画しています。

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体
団体名		株式会社Dホールディングス	
郵便番号		421-0407	
都道府県		静岡県	
市区町村		牧之原市	
番地等		布引原221-1	
電話番号		03-3527-3334	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.cfstartups.co.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2022/03/03	
法人格取得年月日		2022/03/03	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	デナワ ヨシト
	氏名	出縄 良人
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	1
理事・取締役数 [人]	1
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一					
決済責任者 氏名／勤務形態						
通帳管理者 氏名／勤務形態						
経理担当者 氏名／勤務形態						

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	3
申請前年度の助成総額 [円]	22,586,000
助成した事業の実績内容	株式投資型クラウドファンディングによる株式会社の資金調達募集

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	①まきチャレ2022 牧之原市の助成2,000千円 協賛地域企業14社 応募スタートアップ 91社

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]